

総務文教常任委員会資料

令和3年11月2日

まちづくり政策部

企画政策課

【目 次】

- 1 市内一律運賃制度の導入について・・・・・・・・・・ 1 ページ

市内一律運賃制度の導入について

1 目的

路線バス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送（自主運行バス）に一律運賃制度を導入することにより、市内の移動手段として、路線バス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送（自主運行バス）のどの移動手段を使っても同じ料金で利用できるようにすることで、市内の地域公共交通の利用促進を図り、維持・確保に努めるとともに、わかりやすく利用しやすい公共交通ネットワークを整備する。

2 内容

●路線バス

NicoPaカード（神姫バスのICカード）を使用し、市内の停留所で乗車し、かつ、市内の停留所で降車した場合に、一律運賃を適用する。

| 項目 | 内容 |
|-------|---------------------------|
| 対象路線 | 加東市内を走る全ての路線 (高速バスを除く) |
| 対象停留所 | 市内すべての停留所 |
| 一律運賃額 | 大人 100 円 小児・障がい者 50 円 |

*通常運賃と一律運賃との差額は、市が負担する。

*神姫バスの乗継割引が適用された場合は、差額補填後の運賃から割引される。(別紙参照)

●社市街地乗合タクシー

運賃変更内容

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|-------------|-------|-------|
| 1回 | 200 円 | 100 円 |
| 自主運行バスからの乗継 | 100 円 | |

●自家用有償旅客運送（自主運行バス）

米田ふれあい線、きよみず線、とうじょうあいあい線、福田ふくふく線の運賃変更内容

| 区間 | 変更前 | 変更後 |
|---------|-------|-------|
| 地区内～地区内 | 100 円 | 100 円 |
| 地区内～地区外 | 300 円 | |
| 地区外～地区外 | 300 円 | |

3 開始日 令和4年4月1日



NicoPaカードを活用した 路線バス一律運賃制度について

運賃パターン(1)

①加東市内→加東市内のご利用



| | |
|---------|------|
| 通常運賃 | 260円 |
| 利用者運賃 | 100円 |
| 市負担(差額) | 160円 |

運賃パターン(2)

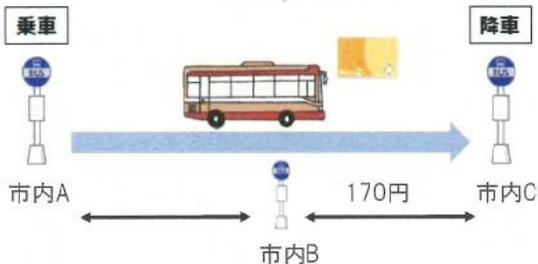
②加東市内→加東市外のご利用



| | |
|---------|------|
| 通常運賃 | 260円 |
| 利用者運賃 | 260円 |
| 市負担(差額) | 0円 |

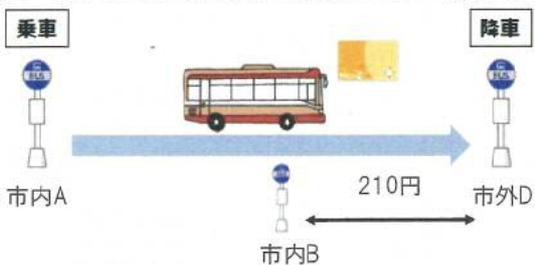
運賃パターン(3)

③A～B間のNicoPa定期券で加東市内Cへ乗り越した場合のご利用



| | |
|---------|------|
| 乗り越し運賃 | 170円 |
| 利用者運賃 | 100円 |
| 市負担(差額) | 70円 |

③A～B間のNicoPa定期券で加東市外Dへ乗り越した場合のご利用



| | |
|---------|------|
| 乗り越し運賃 | 210円 |
| 利用者運賃 | 210円 |
| 市負担(差額) | 0円 |

運賃パターン(4)

④小児(障がい者)NicoPaで市内→市内をご利用



| | |
|---------|------|
| 小児運賃 | 110円 |
| 利用者運賃 | 50円 |
| 市負担(差額) | 60円 |

④小児(障がい者)NicoPaで市内→市内をご利用



| | |
|---------|-----|
| 小児運賃 | 90円 |
| 利用者運賃 | 50円 |
| 市負担(差額) | 40円 |

運賃パターン(5) 乗継割引

※乗継割引 … NicoPaカードを利用して乗車した場合、降車から次の乗車までを60分以内に乗り継ぐと、通常運賃が80円割引(小児運賃は40円割引)となります。

